

【報道発表】

平成24年8月6日
健康福祉部高齢者福祉課
担当 山崎、錦織、坂本
TEL 0852 (22) 5240

ソ連抑留中死亡者の御遺骨を遺族に伝達します

ソ連抑留中死亡者埋葬地から政府派遣の遺骨帰還団が収容した御遺骨について、DNA 鑑定の結果身元が確認されましたので、津和野町在住の遺族に御遺骨を伝達します。

1.戦没者氏名 徳本 光幸（とくもと みつゆき）様（山口県出身）

2.御遺骨伝達式

- (1) 日 時 平成24年8月10日（金）11時30分から（20分程度）
- (2) 場 所 津和野町役場津和野庁舎1階大会議室（鹿足郡津和野町後田口64-6）
- (3) 御遺骨受領者 徳本 静夫（とくもと しずお）様（津和野町）
※徳本光幸様の御遺族（弟）
- (4) 御遺族出席者 御遺骨受領者ほか3名（予定）
- (5) 御遺骨伝達者 島根県健康福祉部高齢者福祉課長 田中 郁子（たなか いくこ）
- (6) そ の 他 御遺族に対する取材は、伝達式終了後、同会場にてお願いします。

3.特定に至った経緯

(1) 埋葬に係る関係資料概要

ロシア連邦ブリヤート共和国「第30収容所第6支部その1」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に43名が登載されており、その埋葬図が提供されている。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省社会・援護局保管資料を照合調査した結果、「徳本光幸」様が前述の埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

(2) 収容状況

平成12年8月25日から9月8日までの間、政府派遣の遺骨帰還団は当該埋葬地に埋葬されていた43柱の御遺骨を収容した。

また、御遺骨は全て個別に埋葬されており、ほとんどが棺（又は木片から棺らしきもの含む）に収められていた。

(3) DNA 鑑定の結果

上記1、2により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA 鑑定用の検体が採取できた43柱とDNA 鑑定を希望されるご遺族との間で鑑定を実施したところ、収容された御遺骨1柱から島根県在住のご遺族と親族関係が存在するとの結果が得られ、「徳本光幸」様の御遺骨と判明した。

1 ソ連邦等抑留者の概要

終戦後、ソ連邦、モンゴル領内に抑留された日本人は、約 575,000 名と推定され、その大部分が軍人軍属であったが、相当数の一般邦人も含まれていた。これらの日本人は、昭和 20 年 8 月下旬から翌 21 年夏頃にかけて、旧満州、北朝鮮地域、樺太、千島から逐次ソ連邦、モンゴルに送られた。その収容所は、シベリアを中心に、モンゴル、中央アジア、ヨーロッパ・ロシアにわたり、その数は約 1,200 から 1,300 か所に上った。抑留された日本人は、各地において、鉄道建設作業、炭坑作業、一般土木建設、その他の生産事業等に従事させられた。

抑留された人々の中には、戦闘の間に、また終戦後の混乱の最中に負傷、り病し、あるいは体力を消耗していたため、収容所への移動途上において死亡する者が続出した。

また、収容所到着後も、寒気や劣悪な生活環境のため、伝染病、栄養失調症、結核等多数の患者が発生し、多数の者が収容所内で死亡した。

2 ソ連邦、モンゴルの抑留状況

- (1) 抑留者数 約 575,000 名 (うちモンゴル約 14,000 名)
- (2) 死亡者 約 55,000 名 (うちモンゴル約 2,000 名)

3 ソ連邦等における遺骨の収集状況

- (1) 遺骨収集開始年度 平成 3 年度
- (2) 遺骨収集数 17,589 柱〔平成 24 年 6 月末現在〕

4 戦没者等遺骨の DNA 鑑定について

政府派遣の遺骨帰還団は、平成 11 年度から DNA 鑑定を行うための検体として、遺骨の一部を未焼骨のまま持ち帰り保管しているが、DNA 鑑定に係る技術的、倫理的な問題について検討がなされ、平成 15 年度から遺骨の身元を相当程度推定でき、かつ、遺族が希望する場合のみ DNA 鑑定が実施されることとなった。

- (1) 鑑定開始年度 平成 15 年度
- (2) 鑑定申請者数及び結果 (平成 24 年 6 月 30 日現在)

	鑑定申請者数	判 明	否 定	鑑定待ち
全国	1,700	839	733	128
島根県 (申請者居住地)	28	16	8	4

(注)「否定」とは、申請のあった御遺族と当該埋葬地で収集された遺骨との間で DNA 鑑定を行った結果、親族関係を有する遺骨がなかった場合をいいます。

今回の「徳本光幸」様は島根県において 16 件目の伝達となります。